



測定随時受付中

ちくりん舎は、行政から独立して放射能汚染を監視・測定、情報発信する市民団体・個人の共同ラボです。

市民放射能監視センター

●共同ラボ & 事務所

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町

大久野 7444

●電話 & FAX

042-519-9378

●電子メール

lab.chikurin@gmail.com

目次

- 【大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟】仙台高裁で不当判決 …… 1
- 「リネン吸着法絶対値評価プロジェクト」 …… 4
- 放射能汚染土再利用に反対する 12.17 院内集会 …… 5
- 埼玉県小鹿野町でバイオマス発電計画 …… 6
- よもやま話 …… 8
- 会員募集 …… 8

【大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟】仙台高裁で不当判決 放射能汚染基準、80倍緩和の恒久化を先取り

2024年12月25日、仙台高裁において大崎市放射能汚染廃棄物一斉焼却住民訴訟の判決が言い渡されました。

結論から言えば、住民の訴えを棄却。単に地裁の不当判決を踏襲するだけではなく補足強化し、あからさまに現状追認、原発推進、ひいては現体制擁護の許し難い判決でした。

福島原発事故を受けた放射性物質汚染対処特措法では、放射能汚染廃棄物のクリアランスレベル（汚染物として取り扱わなくてよい基準）100Bq/kgを80倍にも緩め、8000Bq/kg以下であれば実質的に一般廃棄物と同様な取り扱いで良いとされていますが、本判決は、この特措法を恒久化させるという意味を持ちます。8000Bq/kg以下であれば放射性廃棄物がいくらあろうと、それに取り囲まれた生活もそれによる被ばくも忍従せよという原発推進派にとって極めて都合の良い宣言文のような判決です。「被ばくはできるだけ少なく」から「ある程度の被ばくは我慢しろ」という大転換の先取り判決と言えます。

<焼却ありきで、放射能ごみ処分のためには低線量被ばくは受忍すべきという、恐ろしい被ばく認識>

高裁判決の原発推進、現体制擁護の偏った姿勢は、争点の一つであった人格権侵害（放射能ごみ焼却により、被ばくの健康生命に対する危険性に不安を抱え続けてしなければならないこと）についての判決文に端的に表れています。

判決文は「特措法（放射性物質汚染対処特措法：筆者注）により基準を大幅に緩和し、8000Bq/kg以下の汚染廃棄物を一般の廃棄物と同様に焼却することを可能とした取り扱いに対し、原発事故の被害者というべき住民が不安を覚えることは当然」「本試験焼却により、（中略）セシウム137が相当程度排出される可能性は否定できず、これが拡散することによって周辺地域の住民に健康被害をもたらす抽象的な危険（傍点は筆者、以下同じ）があることまでは否定し難い」などと一見、住民に寄り添ったかのような表現をしています。

しかし、その直後にあいまいな根拠（後述）で「現実には排出される放射性物質は、年1mSv以下という基準を下回る事が予見されており」「実際にも本件試験焼却前後の空間線量にも有意な差は見受けられなかったことからすれば、本試験焼却は、周辺住民に健康被害が発生す

る具体的な危険性を生じさせるものではなかった」と主張しています。しかし、言うまでもなく、低線量被ばくの危険性、特に内部被ばくの危険性は、がんや白血病の発生率の上昇、乳幼児複雑心奇形の増加、乳児死亡率の上昇、循環器系疾患の増加、免疫低下による各種疾患の増加、体内の活性酸素増加による老化現象の促進などが報告されています。1年間の試験焼却での空間線量の評価だけで「具体的な危険性がない」というのは、放射線による急性障害が出ない限りは問題ないということと同じ意味になり、あまりにも乱暴な結論です。

その上で、判決文は、「控訴人らが主張する本件試験焼却による健康被害については（中略）様々な事情を比較衡量したとき、社会生活上受忍すべき限度を超えと言える具体的な危険性があるものであったとは言えない」として、平穩生活権を侵害していないと結論しています。極論すれば急性障害に至らない被ばくは「受忍すべき」ということになります。

＜汚染対処特措法により汚染廃棄物基準を従来の80倍に緩めた点を強調、一方で政府の同法施行3年後の見直しの不履行は不問に＞

高裁判決では、「認定事実」において汚染対処特措法が制定された経緯や、8000Bq/kg以下の汚染廃棄物は一般廃棄物と同様の扱いにしたことの仔細を「補正」として、一審判決の該当記述を全面的に差し換えました。一方で、この汚染対処特措法の附則で、政府は施行後3年を経過し



た場合に検討を加え「所要の措置を講ずる」、「放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い」「法制の整備その他の所要の措置を講ずる」とされているにもかかわらず、政府は何もやっていないことについての言及はありません。現状追認、行政擁護、政府与党をはじめとする原発推進派の意向の先取りであり、法の番人としての司法の役割を投げ捨てたものとしか言いようがありません。

＜汚染廃棄物処理が進まない実態を仔細に説明、一般ごみとの「混焼」処理を強調、反対する原告らを言外に「非国民」扱い＞

高裁判決は「事実認定」において、(2)で述べた他、更に全面差し替え箇所があります。そこでは「汚染対処特措法および同施行規則に基づき8000Bq/kg以下の廃棄物については通常の処置方法でも、周辺住民、作業員ともに、その被ばく線量が（中略）年間1mSvを下回るものとして、市町村で安全に処理できるものという扱いになった」と強調しています。それにも関わらず、処理が進まない実態のなかで、宮城県が環境省の協力で一般ごみとの「混焼」による処理を決めた経緯を説明し、それに本件組合を構成する各地方公共団体が同意したと説明しています。

しかし、一般ごみと「混焼」したからと言って、放射能は分解されず、飛灰には濃縮されて

高濃度になり、バグフィルタから微小なセシウム粉じんが漏れます。焼却灰の管理型処分場（一般ごみと同じ）への持ち込みも含め、住民が安全性への懸念を持つことは当然です。わざわざこうした経緯を仔細に差し替え説明することで、それに危惧を持ち裁判で争う住民は社会性のない、自己主張をする特殊な人間であるかのような印象を持たせます。

＜根拠薄弱な安全性の主張、原告らのリネン吸着法や尿検査結果について無視＞

高裁判決は、放射能ごみ焼却の安全性の部分でも「従来の基準とされていた 100Bq/kg を大幅に変更したものであるから、（中略）控訴人らが、新たな不安を覚えることは当然」などと、一見、原告らに寄り添うような表現をしている部分があります。しかしこれはリップサービスとも言えるもので、これに惑わされてはなりません。判決は原告らが提出した、リネン吸着法による 3 焼却炉（玉造、中央、東部各クリーンセンター：以下 CC）周辺の秋・冬・夏の風向きによるセシウム微小粉じん漏れを示すデータ、玉造 CC 風下住民の尿検査による内部被ばくデータ、玉造 CC 稼働中の公定法（環境省が定めた排ガス測定法）の時間延長によるセシウム粉じん漏れデータ、玉造 CC の老朽化による稼働停止後の、リネン吸着法結果の大幅低下、同住民の尿検査による内部被ばく状態の低下データ等を全て「焼却により不溶性の放射性物質が飛散していることや、飛散した放射性物質が人体に影響を及ぼす程度の濃度で飛散していることを適格に示す証拠はない」として一蹴しています。

一方で、判決が焼却の安全性の根拠としているのは、①環境省や国立環境研による福島県内外の焼却炉によるセシウム除去率調査、②福島県の仮設焼却炉 2 箇所（具体的施設不明）で調査した結果をまとめた国立環境研のいわゆる「大迫論文」に過ぎま

せん。①はバグフィルタがセシウムを 99.9% 捕捉するというデータを客観的に裏付けるデータの添付、引用はありません。②は福島県内の仮設焼却炉 2 箇所（具体的施設不明）での電子式インパクトによる分析結果ですが、バグフィルタは、数百本もの沪布ユニットで構成される、それ自体複雑なプラントともいえるものですから、設備の設計、建設時の施工状態、保守状態、老朽化等により、その設備能力は大きく異なることは自明であり、仮に②の大迫論文結果（その論文自体の問題点はここでは割愛する）が正しいとしても、それが、全てのバグフィルタの能力を保証するものでないことは自明です。実際に原告らが実施した玉造 CC での稼働中の公定法（時間延長による検出下限を大幅に低下させた）では、大迫論文の 3 倍（3 号炉）から 13 倍（4 号炉）の粉じん漏れを検出しました。判決文が「本試験焼却は（中略）混焼による処理の安全性を確認するために実施したものである」（判決文 10p「5 本件指定基準及び本件試験焼却の安全性について」）というのであれば尚更、原告らが提出した数々の調査結果について、真摯に検討すべきです。しかし、見米正裁判長らは、原告らが要求した証人尋問を頑なに拒み、一方で「適格に示す証拠はない」と結論していることは、最初から政府環境省方針や被告らを擁護する偏った姿勢であったことを明らかにしています。

特に 30 年という長い半減期を持つセシウム 137 が問題になっているのですから、安全性を結論づける上で、約 1 年間の試験焼却中と直後のデータだけでは決定的に不足しています。それで良しとするのは、それこそ「希釈して薄めれば良い」という原発推進派の考え方そのものです。長半減期の核種は地球環境と人間を含む全ての動植物に蓄積し濃縮します。放射性物質の危険性に警鐘を鳴らした原告の証拠資料に、裁判官の誰一人として真摯に向き合うことのない

かった高裁の姿勢は批判されるべきものです。

<覚書・申し合わせについての形式的判断は基本的に変わらず>

高裁判決は、地元住民組織と被告らが交わした覚書、申し合わせ違反について、詭弁とも言える地裁判決の決定を基本的に引き継ぎました。これは既に地裁判決で批判していますので、ちくりん舎ウェブサイト (<https://chikurin.org/wp/?p=6752>) をご覧ください。

以上のような不当な判決に対し、控訴人団・弁護団は速やかに上告の意思を表明した声明を出しました。

放射能ごみ焼却を止めるために、そして、汚染木を燃料とするバイオマス発電、汚染水の海洋放出、汚染土の再利用等々、全ての放射能バラマキを止めるために、引き続き、大崎放射能ごみ焼却住民訴訟に注目し、支援していきましょう。

「リネン吸着法の絶対値評価」プロジェクト・その後の報告

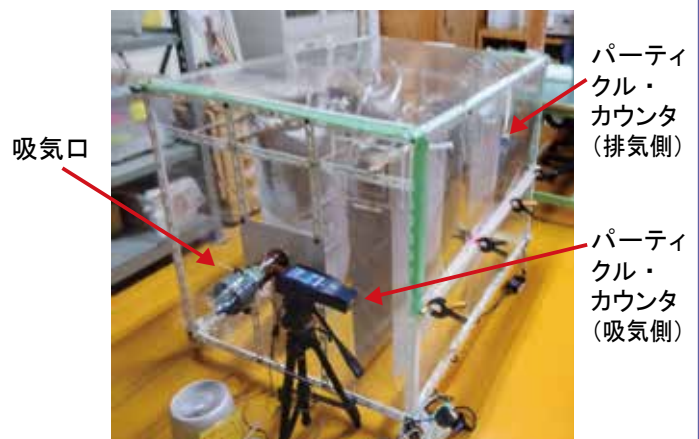
昨年 10 月から 11 月にかけてちくりん舎内に、写真のような簡易的な実験ボックスを作り、その中にリネンを設置しました。

実験ボックスの吸気口、排気口にパーティクル・カウンタが設置されています。吸気口側から、一定量の粉じんを入れ。吸気側と排気側で $0.3 \mu\text{m}$ から $10 \mu\text{m}$ までの 6 段階の粒径別の粒子個数を測定することで、リネンに吸着された粒子の個数が判ります。一見単純な実験のように思われますが、実際には、微小粒子の発生源を何にするか、粒子個数測定の時間間隔とデータ収集時間をどうするか、温湿度条件をどうすればよいかなど試行錯誤の連続でした。

粉じん発生源として最初に試したのが、蚊取り線香の煙です。ところが、これは 0.3 から $1.0 \mu\text{m}$ の粒子はうまく測定できましたが、 1.0 から $10 \mu\text{m}$ はデータがうまく取れません。調べてみたところ、蚊取り線香は屋内の隅々まで煙が短時間で均一に広がるよう、 0.1 から $0.4 \mu\text{m}$ 程度の粒子になるように設計・製造されていることが判りました。いろいろ試してようやくたどりついた粉じん発生方法とは、意外に思われるかもしれませ

んが、布製の室内スリッパを叩き合わせることでした。この方法で条件をいろいろ変えてデータが安定的に収集できるかテストを行い、まだ課題は残るものの、目的のデータが収集できそうな見通しが立ちました。

そこで、11 月下旬から 12 月下旬まで 1 カ月間、福島県双葉町に実験ボックスとエアダスト・サンプリング、通常のリネン吸着方式を持ち込み、実際の大气中のセシウムを吸着させました。年明け以降にこれら双葉町のサンプルのセシウム量と実験ボックスのリネン吸着率のデータの突き合わせ、解析を行う予定です。



実験ボックスの様子

吸気口にはファンがついており、一定量の外部の空気を送り込んでいる。

あなたのまちに放射能汚染土がやってくる。止めよう汚染土再利用！ 放射能汚染土再利用に反対する 12.17 院内集会

「12月17日の「放射能拡散に反対する会」主催の院内集会には会場に約50人、オンラインで約110人、合計約160の方が参加されました。また、国会議員8名と議員団事務局1名の参加と発言もあり、環境省の進める汚染土再利用を何としても止めようという熱気あふれるものとなりました。

集会では和田央子氏（放射能拡散に反対する会／放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会）から次のような報告がありました。

＊汚染土再利用に向けて環境省が年度内にも省令改正とパブリックコメントを形式的に行って、25年度から全国で計画を推進する可能性がある。

＊「国民の理解醸成」という名目で、特に若者をターゲットに中間貯蔵施設や福島イノベーション・コースト構想施設の見学ツアーを推進している。

＊汚染土再利用計画を新たなビジネスチャンスとして捉え、汚染土の「再生資材化」研究や、それをもとにした全国での公共事業に群がる大手ゼネコンの動きがある。

さらに、除染や廃炉処理で日米二国間委員会が秘密裏に開催されているが、「米エネルギー省国立研究所（核を扱う軍事研究所）が、福島復興事業イノベーション・コースト構想にも深く関与」「日米原子力推進体制の下、原発事故後始末における協力推進を謳いつつ、米国側に有利な構造」「日米軍事同盟強化の情勢から捉える視点」が必要だとの話がありました。



リレートーク「30年中間貯蔵施設地権者会」の門馬好春さん。（写真はUPLANさんの録画から）

ちくりん舎の青木からは、次のような問題点が指摘されました。

＊環境省は再利用の完成図しか見せないが、重機による汚染土掘削、10トントラックでの各地への輸送、荷下ろし、仮置き、施工などの全工程で汚染土が大気に再び曝され、汚染土壌の微小粉塵が広範囲に拡散する。

＊それを吸い込むことで労働者だけでなく、周辺の妊婦、乳幼児、子供などを含む住民の内部被ばくの危険性がある。

＊自然災害による土壌流出などによる粉塵飛散の可能性は190年も続く。

その後、リレートークという形で、満田夏花さん（FoE Japan 事務局長）、まさのあつこさん（フリージャーナリスト）、武藤類子さん（ひだんれん・福島原発告訴団 団長）、大島堅一さん（龍谷大学教授、原子力市民委員会座長）、松久保肇さん（原子力資料情報室事務局長）、門馬好春さん（中間貯蔵施設地権者会会長）、平井玄さん（新宿御苑への放射能汚染土持ち込みに反対する会）、村上さん（所沢への福島原発からの汚染土持ち込みを考える市民の会）ら多彩な方々から発言があり、緊張感あふれる中でも何とか汚染土再利用を止めるために運動を拮げてゆこうと、熱い思いで会場が一体になる集会となりました。

参加された国会議員と関係団体は以下の方々です。ありがとうございました。

川田龍平（立憲民主党 参議院）／松木けんこう（立憲民主党 衆議院）／上村英明（れいわ新選組 衆議院）／佐原若子（れいわ新選組 衆議院）／山本太郎（れいわ新選組 参議院）／福島みずほ（社民党 参議院）／川原田英世（立憲民主党 衆議院）／大椿ゆうこ（社民党 参議院）／前田義則（日本共産党国会議員団東京事務所）

院内集会当日のビデオアーカイブ、プレゼン資料等はちくりん舎のウェブサイトで見ることができます。

<https://chikurin.org/wp/?p=7347>



埼玉県小鹿野町でバイオマス発電計画—不安を抱く住民から現状報告

おがのバイオマス発電所を考える会 掛川安純

小鹿野町は埼玉県の北西部秩父市に隣接し、「花と歌舞伎と名水のまち おがの」と言われるように豊かな自然と、住民による伝統芸能が今でも残る町です。この町で今、バイオマス発電計画が持ち上がっています。昨年6月、栃木県矢板市での講演会に遠路駆け付けて下さった掛川さんから、現状報告が届きました。

2024年4月25日、小鹿野町の住民を対象に、小鹿野町におけるバイオマス発電所建設計画に関する住民説明会が、シフトエナジージャパン株式会社及び株式会社SHICHIJO（以下、「事業者側」）により開催された。同説明会では、事業の内容等について多くの住民から不安や疑問の声が上がった。特に、発電の燃料となる間伐材の調達計画や環境影響等、事業性及び環境性（自然・社会）についての説明が不十分であり、同事業が小鹿野町において持続可能かを判断できる材料が大きく不足していた。このことは、説明会の内容を資源エネルギー庁が発行する「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024年2月策定、以下、「ガイドライン」）に照らしてみても、住民に対して適切かつ十分な説明が行われたとは言えない。さらに、「認定申請を行う事業者自身が出席し」などガイドラインに記載される要件を事業者は満たさず、説明会は無効であったとすら判断される。

また、説明会の開催後の約1か月後には、事業者側により「小鹿野町バイオマス発電所説明会 報告書（5月24日付）」が作成され、説明会への不参加者も含めた全町民を対象に町内で回覧されたが、そこに複数の虚偽報告が認められた。同報告書は、説明会に参加できなかった大多数の住民にとっては、説明会の内容を知るための唯一の情報源である。したがって、人口約1万人の小鹿野町全住民に対する事実の虚偽報

告は、説明会ガイドラインに違反する行為であるばかりか、事実について多くの人々に誤った認識をもたらすことになり、その社会的な影響は大きい。

このような事業者側の説明や姿勢に対する疑問や不信感は説明会の終了後も払しょくできず、事業の持続可能性は依然として不透明であった。そのため、5月中旬頃、説明会に参加した住民の有志メンバーにより、「おがのバイオマス発電所を考える会」を発足した。当会は、「自然が豊かな心を育み、豊かな心が温もりのある暮らしを創る」と考え、未来の子供たちの心を育む小鹿野町の自然を守るための活動を行うことを目的とする。

当会は、5月30日に、事業者側によるガイドラインへの違反行為を理由に合同会社小鹿野町バイオマス発電所宛に説明会のやり直しを求める要望書を提出した。続いて5月31日には、事業による環境影響に関する76項目からなる質問状を送付した。しかし、その後3か月以上経過してもなお事業者側から質問状への回答はなかった。

このような状況の中で、当会は、町民との意見交換や情報共有を目的に、これまで2回にわたり勉強会を開催してきた（第1回：2024年7月3日、第2回2024年9月5日）。アンケート集計の結果、特に住民の関心が大きかったのは、1) 事業者・事業の信用性、2) 環境（全般）への影響、3) 町による関与の必要性、4) 情報の不足であった。

第1回勉強会終了後の8月2日には、住民からの懸念事項や要望等の声を反映した報告書を小鹿野町役場に提出した。同時に要望書も提出した。要望の内容は、①行政から事業者側に対して質問状に対する回答を促す、②事業における間伐材の調達可否や放射性物質による影響

について町役場が独自の調査を行う、というものである。8月15日に町役場から回答があり、①②の要望を受け入れる旨の回答があった。

行政からの勧告を受け、9月20日には事業者側から質問状の回答が来た。その際、当会へ個別での口頭説明を申し入れる要望が事業者からあったが、当会はこれを拒否した。個別での口頭説明はガイドラインの内容に反するためである。再度、住民説明会の開催による公の場での説明を事業者側に求めたが、現在まで住民説明会は開催されていない。

当会は、その発足以来、事業の持続可能性を調査するため、小鹿野町役場、秩父市役所、秩父環境管理事務所、埼玉県庁などの行政機関をはじめ、小鹿野町民、報道関係者、学識者、バイオマス発電の建設が計画されている県外の市町村における市民団体・有識者等との面談や交流、勉強会の開催等を通して広く情報収集にあたった。

例えば、6月2日には、矢板市シャープ跡地の木質バイオマス発電を考える会主催の学習会に参加した。ここでNPO法人市民放射能監視センターの青木氏や、長野県東御市の市民団体「木質バイオマス発電チェック市民会議」のメンバーとの出会いがあった。その後も当会のメンバーや小鹿野町住民を対象に勉強会で講演を頂いたり、情報共有や意見交換、現地視察等などの交流を通じて、協力関係や連携を深めている。このような有識者や他地域との繋がりにより、日本各地におけるバイオマス発電所建設に係る問題について先行事例をもとにした科学的なデータや経験則をもとにした情報を得ることができた。これにより、小鹿野町という小さな地域を日本全体という大局的な視座から眺め、より客観的に問題点を彫りにすることで活動を展開してきた。

以上のように得た情報をもとに、小鹿野町でのバイオマス発電所建設計画につき a. 事業者側の信用性 b. 事業性（バイオマス燃料の調達可

否）及び c. 環境性（自然・社会）の観点から、事業が持続可能か否かを評価することを目的に、独自の調査を行ってきた。その結果、以下の理由により同事業の持続可能性は低いと結論された。

- a. 事業者側による説明会での説明は、ガイドラインに違反する不適切かつ不十分な内容であり、地域住民による理解と信頼とを損なうものである。
- b. 県内外からのバイオマス燃料の調達は、実行可能性が不透明であるのみならず、長距離輸送に伴うCO2排出や、地域内外における自他産業との競合などの悪影響を及ぼす可能性がある。
- c. 事業者側による環境影響の予測・評価・予防措置等についての検討方法・説明内容は、ガイドラインに違反する不適切かつ不十分なものである。

同調査結果を報告書として取り纏め、12月27日に関東経済産業局へ意見書とともに提出した。意見書の内容は、12月2日に事業者側により行われた事業の認定申請について、当会の報告書の結論を考慮した審査を要望するものである。

今後は、国による審査状況を注視しながら、当会による調査の結果を広く地域住民に発信していく活動を予定している。



12月27日に関東経済産業局に意見書を提出
(さいたま新都心合同庁舎前にて)

ちくりん舎の活動に参加して

街中は忘年会の季節です。駅のホームのベンチでは盛大に胃の中のを吐しゃしている若者もいれば、喫煙防止条例を無視してプカプカと煙を燻らすオジサン。文頭から気分を悪くされたことを謝罪します。この冊子を手にとっていらっしゃる読者の方々にはもちろん現代の日本では嫌悪感しか湧かない一場面でしょう。他方世界を見れば空爆による音、家屋が燃える熱、流れ出す血液。

目に見える、臭いがする、音がする、熱を感じる、触れる。

五感に訴求するものが人間に危機感を覚えさせる。放射能にも「色」「臭い」「音」「熱」があれば良いのに。

この半年間にちくりん舎の活動をお手伝いしながら一番やっかいに思うことです。あなたの肺に放射能が沈着していますよ。こんなことを知り合いや友人から言われたら仲が悪

くなりますね。でも調べていくとそれが事実です。汚染されたモノを管理しない状態を続けていけば。

またあらためて3.11から今日までの原発事故に関する情報に講話、ニュース、ネット、映画などから接してきて当事者である私達が目を逸らし次世代に負の遺産として残していくことを残念に感じます。

JOC 臨界事故の熱傷の写真をご覧になられた方は日本人の1パーセントいるのだろうか？内部被ばくによる癌患者の知り合いを持っている人は何人いるのでしょうか？

危険性を指摘するのと事実を知ることには別の意味合いがありますが同義に捉えられます。

測定する、可視化する、情報を広める、抗議する。社会を変えていくそんな未来にしていきたいですね。 (タカシ)

ちくりん舎 会員募集中

ちくりん舎では会員・賛助会員を募集しています。メールまたは電話、FAXでお問合わせ下さい。

●正会員

団体会員 / 年会費 1 口 10,000 円 (何口でも)

個人会員 / 年会費 3,000 円

ちくりん舎の運営に関わり、ちくりん舎を支えていただく団体、個人です。

●賛助会員

年会費 1 口 1,000 円 (何口でも)

ちくりん舎の趣旨に賛同して支えていただく方々です。ちくりん舎のニュースレター、イベント案内等の情報が受け取れます。

★カンパも随時受け付けています。

＜市民放射能監視センター口座＞

●ゆうちょ銀行

振込口座：00150-5-418213

加入者名：市民放射能監視センター

シミンホウシャノウカンシセンター

●他行からの振込の場合

店名 〇一九 (ゼロイチキョウ店)

預金種目：当座

口座番号：0418213

Web サイトにてお待ちしております。

<http://chikurin.org/>

